

食料・農業・農村政策審議会 生産分科会
平成14年度第2回畜産物価格等部会について

1. 日 時

平成15年3月13日(木) 10:30～19:15

2. 場 所

千代田区九段南2-1-5
農林水産省三番町分庁舎 2階 大会議室

3. 出席者

委員等(別添1のとおり)、北村副大臣(農林水産大臣代理)、畜産部長、畜産企画課長、牛乳乳製品課長、食肉鶏卵課長 等

4. 議 題

- 平成15年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項について
- 平成15年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項について
- 平成15年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項について
(諮問:別添2)

5. 答申及び建議

食料・農業・農村 政策審議会の答申及び建議が決定され(別添3)、農林水産大臣に提出された。(北村副大臣)

問い合わせ先

生産局畜産部畜産企画課 担当:強谷(内線3843)

牛乳乳製品課 担当:高橋(内線3932)

食肉鶏卵課 担当:依田(内線3962)

電話 03-3502-8111(代表)

03-3501-3881(畜産企画課直通)

03-3501-1018(牛乳乳製品課直通)

03-3501-3776(食肉鶏卵課直通)

食料・農業・農村政策審議会生産分科会
平成14年度第2回畜産物価格等部会出席委員等一覧

(委員)

しょうげんじ 生源寺	しんいち 眞一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
ますだ 増田	あつこ 淳子	プロデューサー

(臨時委員)

あだち 足立	みゆき 己幸	女子栄養大学教授
いしかわ 石川	いくこ 郁子	食と生活ジャーナリスト
いぬぶし 犬伏	ゆりこ 由利子	消費科学連合会副会長
いま 今	かつえ 克枝	酪農自営業
おおの 大野	あきら 晃	(社)日本乳業協会会長
おおの 大野	けんぞう 健三	全国農業協同組合連合会常務理事
かわしま 川島	まさき 政喜	協同組合日本飼料工業会会長
きし 岸	やすひこ 康彦	(財)日本農業研究所研究員
どい 土井	くにあ 邦雄	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
ないとう 内藤	ひろのぶ 廣信	(社)中央畜産会常務理事
なかむら 中村	ゆうぞう 祐三	全国農業協同組合中央会常務理事
まつぎ 松木	あつみ 篤美	主婦連合会常任委員
やまくち 山口	よしひろ 義弘	北海道農業協同組合中央会副会長
よしだ 吉田	さよこ 小夜子	畜産生産者
よしの 吉野	なおゆき 直行	慶應義塾大学経済学部教授

(専門委員)

えとう 江藤	げんや 源哉	(社)全国農協乳業協会副会長
こばやし 小林	しんいち 信一	日本大学助教授
すがの 菅野	しげる 茂	東京大学名誉教授
ふくおか 福岡	いさお 伊三夫	全国食肉事業協同組合連合会会長
やの 矢野	ふみこ 史子	近畿大学教授
やまだ 山田	ゆたか 豊	全国農業会議所事務局長
よしはま 吉濱	てるひろ 彰啓	全国開拓農業協同組合連合会専務理事

(五十音順、敬称略)

14 生畜第 7952 号
平成 15 年 3 月 13 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 大島 理森

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき平成 15 年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を定めるに当たり留意すべき事項及び同条第 2 項の規定に基づき平成 15 年度の加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

14生畜第7954号
平成15年3月13日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 大島 理森

諮 問

畜産物の価格安定等に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成15年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

14生畜第7953号

平成15年3月13日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 大島 理森

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成15年度の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

14食農審第64号
平成15年3月13日

農林水産大臣 大島 理森 殿

食料・農業・農村政策審議会
会長 八木 宏典

答 申

平成15年3月13日付け14生畜第7952号で諮問があった平成15年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項、平成15年3月13日付け14生畜第7954号で諮問があった平成15年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項並びに平成15年3月13日付け14生畜第7953号で諮問があった平成15年度の肉用子牛の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び肉用子牛の合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 加工原料乳に係る限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。
- 2 豚肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で安定価格を決めることは、やむを得ない。
牛肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で安定価格を決めることは、やむを得ない。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、その生産条件、需給事情及びその他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で決めることは、やむを得ない。合理化目標価格については平成15年度につき試算に示された考え方で決めることは、やむを得ない。

建 議

酪農・食肉共通

- 1 頻発した食の安全・安心を脅かす事件を教訓に、生産者と消費者の情報交流を強化し、自然循環に配慮しつつ、安全な畜産物の供給と流通に努めること。
- 2 生産段階における自主的防疫措置の推進や生産・加工・流通の各段階における衛生・品質管理対策の徹底、表示等による畜産物の情報伝達の適正さを確保すること。
- 3 意欲のある担い手の確保・育成を図るとともに、酪農ヘルパーの利用拡大や肉用牛ヘルパーの普及定着等を図ること。
- 4 地域の実態等に応じた家畜排せつ物の処理・再資源化、施設の計画的整備、耕種分野と連携したたい肥の利用・流通の促進を図ること。
- 5 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の推進を図るため、「飼料増産推進計画」の下、生産性の向上、放牧の推進等のための施策を適切に行うことにより自給飼料の増産を図ること。さらに、飼料安全対策の充実・強化を図ること。
- 6 牛海綿状脳症（BSE）について、清浄化の達成に向け、死亡牛のBSE検査による浸潤状況のより正確な把握や感染原因の究明に努めるとともに、科学的な知見に基づき、BSE疑似患畜の範囲の見直しを検討すること。
- 7 肉骨粉の処分に係る費用など、食の安全・安心のための措置に要する経費の受益者負担の在り方について検討すること。
- 8 関連対策については、政策目的、達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、その実施に当たっては、透明性の確立、適切な執行に努めること。

酪農・乳業関係

- 1 脱脂粉乳の過剰在庫等の需給状況を踏まえ、生乳・乳製品の需給の安定を図るため、需給情報の的確な提供、脱脂粉乳の新規用途の開拓、脱脂濃縮乳、チーズ等の消費拡大に努めるとともに、指定生乳生産者団体の機能強化を図ること。
- 2 牛乳・乳製品は、多様な栄養素を含み、他の食品との組合せも可能な身近で日常的に使いやすい食品であることから、その優れた特性の普及等を通じて、消費の拡大に努めること。
- 3 国際化の進展を踏まえ、乳業の経営基盤と国際競争力を強化するため、乳業工場の再編合理化の推進に努めること。

食肉関係

- 1 肉用牛生産基盤の整備や養豚経営の経営安定のための対策の継続実施により、地域における多様な取組等への支援を通じて、生産コストの低減を図ること。
- 2 海外との交流機会の増大にかんがみ、国内防疫措置及び輸入検疫措置をより強化し、効果的かつ効率的な家畜防疫体制を構築すること。また、国、地方自治体、生産者等の関係者が連携して豚コレラ等の防疫を推進し、家畜衛生の維持・向上を図ること。
- 3 牛肉の生産から流通・消費の各段階において個体識別番号等を正確に伝達するためのトレサビリティ制度について、流通実態を踏まえ、十分な普及・啓発を図りつつ、円滑な導入を図ること。

平成15年度畜産物価格等（加工原料乳補給金単価及び限度数量、指定食肉、指定肉用子牛）（案）

1 加工原料乳補給金単価及び限度数量

	14年度	15年度
補給金単価	11.00円/kg	10.74円/kg
限度数量	220万トン	210万トン

2 指定食肉安定価格

（単位：円/kg）

		14年度	15年度
牛肉	安定上位価格	1,010	1,010
	安定基準価格	780	780
豚肉	安定上位価格	480	480
	安定基準価格	365	365

3 指定肉用子牛保証基準価格及び合理化目標価格

（単位：円/頭）

		14年度	15年度
保証基準価格	黒毛和種	304,000	304,000
	褐毛和種	280,000	280,000
	その他の肉専用種	200,000	200,000
	乳用種	131,000	131,000
	交雑種	175,000	175,000
合理化目標価格	黒毛和種	267,000	267,000
	褐毛和種	246,000	246,000
	その他の肉専用種	141,000	141,000
	乳用種	80,000	80,000
	交雑種	135,000	135,000

合理化目標価格の適用期間

今回の合理化目標価格の適用期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。